

全銀協 TIBOR 公表に係るコンティンジェンシー・プラン 新旧対照表

※変更箇所：下線部（平成 27 年 4 月 1 日実施）

<p>新 （平成 27 年 4 月 1 日から）</p>	<p>旧 （平成 27 年 3 月 31 日まで）</p>	<p>備考</p>
<p>2. 非常事態発生時に実施する措置</p> <p>非常事態発生時に実施する措置を以下のとおりとする。なお、運営機関が非常事態の影響を受けることとなり、全銀協 T I B O R 公表にかかる事務を遂行することが困難と判断される場合には、運営機関は大銀協にその事務の遂行を依頼し、大銀協が関係者にその旨を連絡のうえ、その事務を遂行することとする。この場合、本 2. (1) (2) および (3) における「運営機関」は、別に定めがない限り、「大銀協」と読み替えて対応するものとする。</p> <p>((1)略)</p> <p>(2)基本的な対応</p> <p>①リファレンス・バンクのレート呈示</p> <p>i) リファレンス・バンクは、事務代行会社に対し専用</p>	<p>2. 非常事態発生時に実施する措置</p> <p>非常事態発生時に実施する措置を以下のとおりとする。なお、運営機関が非常事態の影響を受けることとなり、全銀協 T I B O R 公表にかかる事務を遂行することが困難と判断される場合には、運営機関は大銀協にその事務の遂行を依頼し、大銀協が関係者にその旨を連絡のうえ、その事務を遂行することとする。この場合、本 2. (1) (2) および (3) における「運営機関」は、別に定めがない限り、「大銀協」と読み替えて対応するものとする。</p> <p>((1)略)</p> <p>(2)基本的な対応</p> <p>①リファレンス・バンクのレート呈示</p> <p>i) リファレンス・バンクは、事務代行会社に対し専用</p>	

<p style="text-align: center;">新 (平成 27 年 4 月 1 日から)</p>	<p style="text-align: center;">旧 (平成 27 年 3 月 31 日まで)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>回線経由でレート呈示ができない場合には、事務代行会社および運営機関宛に電話回線（電子メール、ファクシミリまたは電話をいう。）経由でレートを呈示する。この場合、リファレンス・バンクは、電話回線経由による運営機関へのレート呈示が完了したことを確認できないときは、レートを運営機関へ持ち込むこととする（運営機関が<u>非常事態の影響</u>を受け、大銀協に全銀協 T I B O R 公表事務の遂行を依頼した場合を除く。以下の ii）においても同じ。）。</p> <p>ii）事務代行会社は、運営機関宛に専用回線・電話回線経由で公表レートを連絡できない場合（呈示の完了確認ができない場合を含む。）には、レートを運営機関に持ち込むこととする。</p> <p>②算出</p> <p>i）運営機関は、現行の公表時刻（正午まで）に間に合う最終締切時刻（11時35分：注）まで、リファレンス・バンクからのレート呈示を待つ。なお、この時点で8行以上の呈示がある場合、現行の公表時刻に公表する。</p> <p>ii）11時35分を過ぎてもレート呈示を行うリファレンス・バンク数が8行に満たない場合、<u>13時まで</u>リファレンス・バンクからのレート呈示を待つ。13時時点で</p>	<p>回線経由でレート呈示ができない場合には、事務代行会社および運営機関宛に電話回線（電子メール、ファクシミリまたは電話をいう。）経由でレートを呈示する。この場合、リファレンス・バンクは、電話回線経由による運営機関へのレート呈示が完了したことを確認できないときは、レートを運営機関へ持ち込むこととする（運営機関が<u>被災等</u>し、大銀協に全銀協 T I B O R 公表事務の遂行を依頼した場合を除く。以下の ii）においても同じ。）。</p> <p>ii）事務代行会社は、運営機関宛に専用回線・電話回線経由で公表レートを連絡できない場合（呈示の完了確認ができない場合を含む。）には、レートを運営機関に持ち込むこととする。</p> <p>②算出</p> <p>i）運営機関は、現行の公表時刻（正午まで）に間に合う最終締切時刻（11時35分：注）まで、リファレンス・バンクからのレート呈示を待つ。なお、この時点で8行以上の呈示がある場合、現行の公表時刻に公表する。</p> <p>ii）11時35分を過ぎてもレート呈示を行うリファレンス・バンク数が8行に満たない場合、<u>14時までの間は</u>、呈示を行うリファレンス・バンク数が8行になった時</p>	<p>・ 文言上の修正</p> <p>・ 全銀協 TIBOR レートの公表を タイムテーブル に沿った計画的 な公表とするた め、コンティン ジェンシー・プ ラン発動時にお けるレート呈示</p>

<p style="text-align: center;">新 (平成 27 年 4 月 1 日から)</p>	<p style="text-align: center;">旧 (平成 27 年 3 月 31 日まで)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>8 行以上の呈示がある場合、全銀協 T I B O R レートを速やかに算出し、公表する。</p> <p>iii) <u>13 時時点で呈示を行うリファレンス・バンク数が 8 行に満たない場合、14 時 30 分までリファレンス・バンクからのレート呈示を待つ。14 時 30 分時点で 3 行以上の呈示がある場合、全銀協 T I B O R レートを速やかに算出し、公表する。</u></p>	<p>点で全銀協 T I B O R レートを速やかに算出し、公表する。</p> <p>iii) <u>14 時時点で呈示を行うリファレンス・バンク数が 8 行に満たない場合、17 時までの間は、呈示を行うリファレンス・バンク数が 3 行以上確保できている時点で全銀協 T I B O R レートを速やかに算出し、公表する。この場合のレート算出方法は、各期間毎に呈示を行うリファレンス・バンク数に応じ、以下のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5 行以上の場合：通常どおり、各期間毎に最高 2 社の値および最低 2 社の値を除外し、単純平均して算出したレート</u> ・ <u>4 行の場合：各期間毎に最高 1 社の値および最低 1 社の値を除外し、単純平均して算出したレート</u> ・ <u>3 行の場合：各期間毎に最高 1 社の値および最低 1 社の値を除外した、残る 1 社のレート</u> 	<p>を行ったリファレンス・バンク数の判定時点を特定すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 判定時点を特定（第 1 回目の判定時点を 13 時とするとともに、第 2 回目の判定時点を 14 時 30 分とする。） ・ 新設項目「vi)」で規定

<p style="text-align: center;">新 (平成 27 年 4 月 1 日から)</p>	<p style="text-align: center;">旧 (平成 27 年 3 月 31 日まで)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p><u>iv) 14時30分時点で呈示を行うリファレンス・バンク数が3行に満たない場合、17時までリファレンス・バンクからのレート呈示を待つ。17時時点で3行以上の呈示がある場合、全銀協TIBORレートを速やかに算出し、公表する。</u></p> <p><u>v) 17時を過ぎてもレート呈示を行うリファレンス・バンク数が3行に満たない場合、前日の全銀協TIBORレートを当日のレートとして公表するとともに、その旨を公表する。なお、この場合、呈示のあったリファレンス・バンクの呈示レートについては公表しない。</u></p> <p><u>vi) 上記の場合のレート算出方法は、各期間毎に呈示を行うリファレンス・バンク数に応じ、以下のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5行以上の場合：通常どおり、各期間毎に最高2社の値および最低2社の値を除外し、単純平均して算出したレート</u> ・ <u>4行の場合：各期間毎に最高1社の値および最低1社の値を除外し、単純平均して算出したレート</u> ・ <u>3行の場合：各期間毎に最高1社の値および最低1社の値を除外した、残る1社のレート</u> 	<p>(新設)</p> <p><u>iv) 17時を過ぎてもレート呈示を行うリファレンス・バンク数が3行に満たない場合、前日の全銀協TIBORレートを当日のレートとして公表するとともに、その旨を公表する。</u></p> <p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17時時点(当日の判定時限)で公表可否を判断する。 ・ 新設項目に伴う項目ずれおよび呈示のあったリファレンス・バンクの呈示レートを公表しない旨を明確化 ・ 「iii)」の規定の一部を新設項目立て

<p style="text-align: center;">新 (平成 27 年 4 月 1 日から)</p>	<p style="text-align: center;">旧 (平成 27 年 3 月 31 日まで)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>vii) リファレンス・バンクから一部のタームのレートについてのみ呈示があった場合には、本項の算出においては、呈示があったタームのレートについてのみ、レート呈示銀行と看做すものとする。 (注)「全銀協 T I B O R 行動規範」では、11時20分までにレートを呈示することとなっている。</p> <p>③ 公表</p> <p>i) <u>上記 2. (2)②iv) または v) の場合には、運営機関は18時までに全銀協 T I B O R レートを公表する。</u> (ii)、iii) 略)</p> <p>iv) 運営機関が、情報提供会社からの公表が困難と判断した場合には、<u>運営機関は銀行会館 1 階で全銀協 T I B O R レートを掲示する (運営機関が非常事態の影響を受け、大銀協に全銀協 T I B O R 公表事務の遂行を依頼した場合を除く)。</u>併せて運営機関のホームページおよび運営機関の事務局において、<u>外部から非常事態の発生の事実、運営機関の対応状況および全銀協 T I B O R レートの確認が可能となるよう対応する。</u>なお、情報提供会社からの公表が可能になり次第、順次情報提供会社からの公表を実施する。</p>	<p>v) リファレンス・バンクから一部のタームのレートについてのみ呈示があった場合には、本項の算出においては、呈示があったタームのレートについてのみ、レート呈示銀行と看做すものとする。 (注)「全銀協 T I B O R 行動規範」では、11時20分までにレートを呈示することとなっている。</p> <p>③ 公表</p> <p>i) 運営機関は18時までに全銀協 T I B O R レートを公表する。 (ii)、iii) 略)</p> <p>iv) 運営機関が、情報提供会社からの公表が困難と判断した場合には、<u>運営機関は銀行会館 1 階で全銀協 T I B O R レートを掲示する (運営機関が被災等し、大銀協に全銀協 T I B O R 公表事務の遂行を依頼した場合を除く)。</u>併せて運営機関のホームページおよび運営機関の事務局において、<u>外部から全銀協 T I B O R レートの確認が可能となるよう対応する。</u>なお、情報提供会社からの公表が可能になり次第、順次情報提供会社からの公表を実施する。</p>	<p>・新設項目に伴う項目ずれ</p> <p>・該当する場合を明確化</p> <p>・文言上の修正</p> <p>・非常事態の発生の事実等を運営機関 HP に掲載することを明確化</p>

<p style="text-align: center;">新 (平成 27 年 4 月 1 日から)</p>	<p style="text-align: center;">旧 (平成 27 年 3 月 31 日まで)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>に準じる。</p> <p>5. 本プランの改正 本プランの改正は、理事会の決定によるものとする。</p> <p>6. その他 本プランの運用に必要な事項は、事務取扱要領で定める。 また、事務取扱要領の改正、ならびに、本プランおよび事務取扱要領に定めのない事項については、必要に応じて、理事会が決定する。</p>	<p>準じる。</p> <p>5. 本プランの改正 本プランの改正は、<u>運営機関</u>理事会の決定によるものとする。</p> <p>6. その他 本プランの運用に必要な事項は、事務取扱要領で定める。 また、事務取扱要領の改正、ならびに、本プランおよび事務取扱要領に定めのない事項については、必要に応じて、<u>運営機関</u>の理事会が決定する。</p>	<p>・文言上の修正</p> <p>・文言上の修正</p>

以 上